

初任給調整手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年12月10日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第 110 号

初任給調整手当規則の一部を改正する規則

初任給調整手当規則（昭和37年名古屋市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表

期 間	金 額	
	1 項職員	2 項職員
1 年 未 満	185,500 円	8,500 円
1 年以上 2 年未満	185,500	8,500
2 年以上 3 年未満	185,500	8,500
3 年以上 4 年未満	185,500	7,500
4 年以上 5 年未満	185,500	6,500
5 年以上 6 年未満	185,500	5,500
6 年以上 7 年未満	185,500	4,500
7 年以上 8 年未満	185,500	3,500
8 年以上 9 年未満	185,500	2,500
9 年以上 10 年未満	185,500	1,500
10 年以上 11 年未満	185,500	
11 年以上 12 年未満	185,500	
12 年以上 13 年未満	185,500	
13 年以上 14 年未満	185,500	
14 年以上 15 年未満	185,500	
15 年以上 16 年未満	185,500	
16 年以上 17 年未満	183,900	
17 年以上 18 年未満	182,300	
18 年以上 19 年未満	180,700	
19 年以上 20 年未満	179,100	
20 年以上 21 年未満	177,500	
21 年以上 22 年未満	169,500	
22 年以上 23 年未満	160,400	
23 年以上 24 年未満	151,300	
24 年以上 25 年未満	142,100	
25 年以上 26 年未満	132,900	
26 年以上 27 年未満	122,600	
27 年以上 28 年未満	112,300	
28 年以上 29 年未満	102,000	
29 年以上 30 年未満	91,600	
30 年以上 31 年未満	81,200	
31 年以上 32 年未満	70,800	
32 年以上 33 年未満	60,400	
33 年以上 34 年未満	47,400	
34 年以上 35 年未満	34,400	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給調整手当規則の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。